

広島市立病院機構請負工事検査要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、広島市立病院機構請負工事等検査要綱（以下「検査要綱」という。）第13条に基づき、検査に必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- (3) 完済部分検査 工事の完成前に既済部分の引渡しが必要である場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- (4) 中間検査 工事の施行過程において行う技術的検査

(検査担当課)

第3条 検査は、原則として工事担当課が行うものとする。

(検査員)

第4条 検査員は、所属する職員で、原則として係長又はこれに相当する職位以上にある者をもって充て、検査担当課長の命を受けて検査の実施を担当する。

2 2人以上の検査員により検査を行う場合には、検査担当課長は、それぞれの検査員の検査の対象を工事の施工区間、種別等により定めること又は他の検査員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査員（以下「主任検査員」という。）を定めることができる。

3 検査担当課長は、検査員が監督員の職務を兼務することのないように検査員を選定、又は自らが検査員として検査を実施するものとする。

4 検査員の指名は、検査員選定書（様式-22）により行うものとする。

(検査の実施)

第5条 完成検査は工期内検査を原則として、検査日は契約工期の期限7日前を目標とする。

(検査の立会い)

第6条 検査は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者を含む。）の立会いのもと

に検査を行うものとする。ただし、契約が解除された場合における検査を行う場合で、検査担当課長が受注者の立会いが困難と認めるときは、主任監督員のみ立会いとする。

(検査の中止等)

第7条 検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに、検査担当課長に報告しなければならない。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき
- (2) 残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき
- (3) 工事施行結果に重大な欠陥が認められたとき

(修補)

第8条 検査要綱第7条に規定する指示が行われた場合は、次により処理するものとする。

- (1) 工事担当課長は、受注者に対し、完成検査不合格通知書(様式-25-1)、既済部分検査不合格通知書(様式-30-1)又は完済部分検査不合格通知書(様式-33-1)を交付し、修補の指示を行うものとする。
- (2) 受注者から修補完了届(様式-40)を受理した場合は、この要領の条項に準じ、再検査を実施するものとする。
- (3) 検査員は、再検査を終了し完成と認めた場合は、次条に規定する検査調書を作成するものとする。

(検査調書)

第9条 検査要綱第9条に規定する検査調書については、次のとおり処理するものとする。

- (1) 検査員は、給付が完了していることを確認した場合は、検査終了後速やかに工事検査調書(様式-26、31、31-1、34)を作成し、検査担当課長に提出するものとする。
- (2) 2人以上の検査員により検査を行った場合の検査調書は、連署で提出するものとし、主任検査員が定められたときは、主任検査員及びそれ以外の検査員の区別を明示するものとする。

(検査結果の通知)

第10条 工事担当課長は、給付の完了が認定された場合は、完成検査結果通知書(様式-25)、既済部分検査結果通知書(様式-30)又は完済部分検査結果

通知書（様式－３３）を受注者に交付するものとする。

（設計・施工・維持管理等一体発注方式の業務委託契約の検査の取扱い）

第１１条 設計・施工・維持管理等一体発注方式の業務委託契約に係る施工業務部分（建設工事の請負契約に該当する場合に限る。）の検査は、検査要綱で定めるところによる。

（コンストラクション・マネジメント業務の取扱い）

第１２条 工事担当課長は、広島市立病院機構が発注するコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）受注者の配置技術者を、検査員として定めることができる。ただし、主任検査員を広島市立病院機構所属の職員のうちから選定している場合に限る。

２ 工事担当課長は、第４条３項の規定に係わらず、CM業務受注者の配置技術者が、広島市立病院機構請負工事監督要領第１１条により監督員として指名されている場合においても、主任検査員が広島市立病院機構所属の職員のうちから選定されている場合に限り、同一配置技術者を検査員として定めることができる。

（委任）

第１３条 中間検査に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、本部事務局長が別に定める。

２ 様式については、本部事務局施設整備課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２９年１１月１日から施行する。